

農業近代化資金の概要

1 農業近代化資金の概要

1 制度創設 昭和36年度

2 根拠規程 農業近代化資金融通法
農業近代化資金融通法施行令
熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領
熊本県農業近代化資金融通措置要項
熊本県農業近代化資金利子補給要項
熊本県農業近代化資金事務取扱要領
熊本県農業制度資金管理事務電算処理要領

3 制度の目的

農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進するためには、農業の生産基盤の強化や、生産施設等の整備・拡充を図ることが不可欠です。

一方、農協系統等民間金融機関は、資金量は充分ですが、その貸出金利が、農業の生産性からみて割高であるなど、農業者等の農業経営上の資金需要に十分応ずることが難しいという事情があります。

農業近代化資金は、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部門に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の資本装備の高度化、近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設されました。

以来、農政の展開等に対応し、貸付対象者、貸付対象資金の拡大等制度の整備、拡充が図られてきています。

4 制度のしくみ

農業近代化資金の原資は、農協系統等民間金融機関の資金によってまかなわれています。

5 利子補給

農業近代化資金には、県の利子補給があります。

最新の貸付金利及び利子補給率については、県のホームページ内の「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。

※一分共同：借入者が熊本県農業近代化資金融通措置要項第2の1の(2)から(4)までに掲げる農協、農協連合会及び法人等（自身が「農業者」ではない法人、団体等）に該当する場合で、農林中金及び銀行等が融資機関となる場合

二分共同：借入者が熊本県農業近代化資金融通措置要項第2の1の(2)から(4)までに掲げる農協、農協連合会及び法人等（自身が「農業者」ではない法人、団体等）に該当する場合で、農協が融資機関となる場合

6 債務保証

県農業信用基金協会の債務保証制度の適用があります。

7 貸付条件等

別紙のとおり。

8 留意事項

(1) 利子補給承認前の事業着工（事前着工）は、原則として認められません。

（「熊本県農業近代化資金事務取扱要領」第2の3）

※着工とは、融資の対象となる施設等の建設工事等に着手することをいい、農機具等にあつては当該機械等の据付、搬入をいいます。

(2) 熊本県農業近代化資金融通措置要項に、「採択基準」が定められています。

（「熊本県農業近代化資金融通措置要項」第2の5、別表1）

(3) 一件あたりの貸付最低限度額は原則として30万円とし、1万円未満の端数は切り捨てます。

（「熊本県農業近代化資金融通措置要項」第2の5（7））

(4) 金融機関は事業完了から2か月以内に県（振興局等）へ事業完了報告が必要です。

（「熊本県農業近代化資金事務処理要領」第2の6）

(5) その他（県からのお願い）

① 県広域本部・地域振興局との連携、コミュニケーション

- ・ 利子補給の手続きには、市町村長の承認や、振興局の審査会等が必要であり、少なくとも3か月程度の期間を要します。市町村・融資機関は、借入申込者から相談があった場合、少なくとも3か月以上前には、所管の広域本部・地域振興局との打ち合わせを行ってください。
- ・ 借入申込者にはあらかじめ「資金承認まで3～4か月かかる」ことをお伝えください。また、市町村・融資機関は、県との打ち合わせを行わないまま、了承を得ないまま、借入申込者に対して「〇月〇日頃には、承認がおりる」等の内容を伝えないようお願いいたします。

② 経営改善資金計画書の作成上の注意点

- ・ 経営改善資金計画書において、「経営上の課題」と「経営改善を図るための方策」の部分については、特に県から修正のお願いをする機会が多くなっています。
- ・ そのため、単収、単価、労働力、機械装備等の目安となる本県作成の「農業経営指標」をホームページで掲載しておりますので、御活用ください。

＜ホームページアドレス＞

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/50296.html>

③ 保証機関との連携

- ・ 県の利子補給承認後に熊本県農業信用基金協会の保証が得られなかったとの理由で貸付実行されなかったケースがあります。貸付実行されない場合は、辞退届が必要となるため、速やかに所管の広域本部・地域振興局に連絡をお願いします。
- ・ また、このようなケースを避けるため、融資機関は、県へ利子補給申請する際には基金協会の保証見込みをできるだけ事前に得ておくようお願いします。